

意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化、携帯電話事業者による差別的なダウンロード容量制限、著作権検閲、メール検閲・DPI技術を用いた広告
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、主に携帯電話におけるフィルタリングの義務付ける事等を目的とした青少年ネット規制法が施行され、また、東京都等の地方自治体が、不当に子供のフィルタリングの解除を認めず、権限を以って違反した事業者に対し調査指導を行う等を定める青少年保護健全育成条例の改正による、携帯フィルタリングの押し付けを画策しています。</p> <p>しかし、大してメリットの無いフィルタリングソフト等を押し付ける必要性は全く無いにも拘らず、一昨年から昨年にかけて大騒動になったあげく、ユーザー・ネット企業・メディア企業等全ての立場の人々から大反対されながらも、フィルタリングの対象リスト作成における、第三者機関や審査料等に起因する利権を目的とした一部の議員と官庁の思惑のみから成立した今の青少年ネット規制法による規制は、まさしく税金の無駄であるため、法律の速やかな廃止を求めます。</p> <p>また、東京都を始めとした地方自治体が推進する、条例による携帯フィルタリングの実質完全義務化といった、青少年ネット規制法の本質すら無視する過剰な規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められている所の、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると言い切れるものであり、他の不適切な情報規制推進も合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令が出される事を求めます。</p> <p>携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式の場合、まずそれに載せる基準の明確化が求められ、不当なブラックリスト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きのみで十分であり、健全サイト認定第三者機関などは不要です。</p> <p>他にも、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言に、一部の携帯電話事業者が、公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を行っている様ですが、公平性の観点や独禁法の面でも明確な問題がありますので改善を求めます。</p> <p>また、同研究会にて携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられています。</p> <p>しかし、通信の秘密という基本権の適用は監視の位置がサーバーか端末かに関わらず、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害した事と同様であり、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信</p>

の構成要素等を利用すること（窃用すること）も含むとされていることを考えると、日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものであり、また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、プライバシー権を侵害する行いでプライバシーの観点から、さらに、憲法に規定されている表現の自由（情報アクセス権を含む）や検閲の禁止に明らかに反するものとして、このような技術による著作権検閲と言える対策は断固反対します。

ついでに、上記違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国で大騒ぎになった末、導入が無期延期されている検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであって、こういった検閲ソフトの導入については、日本政府として懸念を表明しているはずであり、自由民主主義社会において、こう言った表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利を蔑ろにする不当な技術的検閲が導入される事は、絶対許しませんし、技術支援・実証実験等として税金のムダな投入も許しません。

最後にこれも同じ研究会の提言に存在する、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を送信者に対し認められる余地があるかの様に規定しようとする考えや、同じく、DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告について、現状でも基準等の作成により導入が可能であるかの様な考えが整理されています。

しかし、メッセージ交換サービスにおけるメールの内容確認を、送信者に対し認められる余地があると規定することは、実質、送信者が受信者しか知り得ないだろうと思って送る情報の内容について、知らない内に事業者を検閲されているという通信の秘密の侵害をもたらす危険性が極めて高い。

これはメールの内容確認を行う場面が限定的であるか否かという問題ではないので即刻誤った整理を改める事を求めます。

DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いた行動ターゲティング広告についても、DPI技術はネットワーク中のパケットに対して適用されるものであり、一旦導入されてしまうと、その存在と対象範囲について通常の利用者は全く意識・検証できず、利用者が知らない内に通信内容が事業者を検閲されているという状態をもたらすと言う極めて問題のある技術なので、安易な法的整理がされてはなりません。

今後は、我が国では一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に個人でも安全にアクセスできる権利として通信法に明文で書き込む事や、同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検

	<p>閲の禁止をこれも通信法に明文で書き込む事を望みます。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠</p>	<p>青少年ネット規制法（正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」）</p> <p>各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法を廃止する。 ・東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。 ・携帯電話事業者による公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限を排除する。 ・憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に個人で安全にアクセスできる権利として、通信法に明文で書き込む事、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲や、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に明文で書き込むことを検討する。 ・閣議決定により、日本レコード協会が提案している、日本版著作権グリーン・ダム計画について技術支援・実証実験等として税金のムダな投入を行わない事。 ・同じく閣議決定により、警察庁などが絡む形で進められている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることを担保する。 ・総務省において、SNSサービスにおけるメール監視やDPI技術を用いた広告のような実質的な検閲を容認する誤った法的整理を早急に改めて、大臣レベルでその見解を公表する。